

# 商標行政法執行証拠基準規定

(意見募集稿)

## 第一章 総則

### 第1条【制定目的と法律根拠】

商標行政法執行の専門的指導を強化し、法執行基準を統一し、商標違法事実を正確に認定し、証拠の収集、審査と認定を規範化するため、「中華人民共和国行政処罰法」、「中華人民共和国行政強制法」、「中華人民共和国商標法」(以下、商標法と略称する)、「中華人民共和国商標法実施条例」などの関連規定に基づき、本規定を制定する。

### 第2条【適用主体と事件の範囲】

商標法執行担当部門は、商標法違反事件を調査・処分する過程における証拠収集、審査と認定に本規定を適用する。法律、法規、規則に別段の規定がある場合、その規定に従うものとする。

### 第3条【証拠の概念】

本規定にいう商標行政法執行証拠(以下、証拠と略称する)とは、商標法執行担当部門が商標法違反事件の事実を証明するとともに、それに基づき決定を下すために使用する資料をいう。

## 第二章 証拠の種類と要件

### 第4条【証拠の種類】

証拠には以下に掲げる種類が含まれる:

- (1)文書証拠;
- (2)物的証拠;
- (3)視聴覚資料;
- (4)電子データ;
- (5)証人の証言;
- (6)当事者の陳述;
- (7)鑑定意見;
- (8)検証調書、現場調書。

証拠は、検証を経て事実でなければならないが、事件事実を認定する根拠とすることができる。不正な手段で取得した証拠の場合、事件事実を認定する根拠としてはならない。

### 第5条【文書証拠】

文書証拠(書証)には、登録商標専用権の権利所有証明書(有効な商標登録証、商標更新証、商標変更証明書、商標譲渡証明書、商標使用許諾証明書など)、有効な身分証明書、営業許可証、領収書、帳簿、取引契約、商標付き製品説明書、紹介パンフレット、価格表などが含まれる。

前項には、電子商標登録証、電子営業許可証、電子領収書などの電子形式の証拠資料が含まれる。

文書証拠は、以下に掲げる要件に適合しなければならない：

(1)原本を採取しなければならない。原本の採取が困難である場合、原本と照合し誤りがない複写・撮影・謄写で、「原本と照合し誤りがない」、証明日、証拠の出所を明記するとともに、採取者が署名或いは押印する；

(2)関係部門が保管している文書証拠の原本の複写、撮影或いは謄写を採取する場合、出所を明記し、当該部門が照合し誤りがないことを検証後、その印鑑を押印しなければならない；

(3)明細、売買伝票、帳簿などの書類を採取する場合、説明資料を添付しなければならない。

商標権者が係争の商品或いはサービスは商標権者が生産或いは提供している、或いはその生産を許諾している商品或いはそのサービスの提供を許諾しているサービスに対して発行した文書による判定意見は、文書証拠に属し、その判定意見では識別方法、識別根拠と識別結果を記載しなければならない。

## 第6条【物的証拠】

物的証拠(物証)とは、登録商標の専用権を侵害、或いは商標管理秩序に違反し商標を使用した商品であり、主に権利侵害品の製造、登録商標の標識の偽造に使用された材料、工具、設備などが含まれる。

物的証拠は、以下に掲げる要件に適合しなければならない：

(1)原物を採取しなければならない。原物の採取が確かに困難である場合、原本と照合し誤りがない複製品、或いは当該物的証拠を証明する写真、ビデオなどのその他の証拠を採取することができる。事業現場、権利侵害商品の標識、包装在庫などの写真に関する場合、証拠提供者が照合し誤りがないことを確認後、原本、原物と一致することを明記するとともに、証拠採取者が日付、出所を明記するとともに、署名或いは押印する；

(2)原物が多数の種類である場合、サンプリングし採取することができる。但し、商標の真実の使用状態を包括的に反映するとともに、種類の数量を数えて記録しなければならない。

## 第7条【視聴覚資料】

視聴覚資料には、録音資料、録画資料などが含まれる。

視聴覚資料は、以下に掲げる要件に適合しなければならない：

(1)関連資料の原媒体を採取しなければならない。原媒体の採取が困難である場合、複製を採取することができる；

(2)制作方法、制作時間、制作者などを明記する；

(3)録音資料は当該音声内容の文字起こし記録を添付しなければならない。

#### 第8条【電子データ】

電子データは、事件に関連し、デジタル形式で保存、処理、送信されなければならない、事件事実を証明できる情報であり、以下に掲げる情報、電子ファイルが含まれる：

- (1)文書、画像、録音資料、録画資料などの電子文書及びその属性情報；
- (2)ウェブページ、ブログ、フォーラムなどのネットワークプラットフォームで発表された情報；
- (3)ソーシャルソフトウェア、電子メール、通信グループなどのネットワークアプリケーションサービスでの通信情報；
- (4)利用者登録情報、身分証明情報、電子署名などの利用者の身分情報；
- (5)取引記録、振替或いは入金記録、閲覧記録、操作記録など利用者の行動情報；
- (6)システムログ、アプリケーションログ、セキュリティログなどのシステム稼働情報；
- (7)デジタル形式で保存、処理、送信された事件事実を証明できるその他の情報。

電子データを採取する場合、調書を作成するとともに、以下に掲げる内容を明記しなければならない：

- (1)原記録媒体の名称、保存場所、信号切替状況及び強制措置による収集の有無；
- (2)採取方法、プロセス、採取後の電子データの記録媒体名称；
- (3)電子データの名前、種別、ファイル形式を採取する；
- (4)電子データ証拠の完全性検査値などの事項。

以下に掲げるいずれかの状況に適合する場合、事件担当官は印刷、写真撮影、スクリーンショット或いは録画などの方法で関連電子データの固定による採取ができる：

- (1)原記録媒体を封印、押収できず、且つ電子データを採取できない場合；
- (2)電子データの自己破壊機能或いは装置が存在し、関連証拠を適時に固定する必要がある場合；
- (3)現場で展示され、関連する電子データを見る必要がある場合。

#### 第9条【証人の証言】

証人の証言には、商標権者その他の事件事実を知る単位或いはその関連状況を理解している個人が、商標法執行担当部門に対して行った事件事実を証明する陳述が含まれる。

証人の証言は、以下に掲げる要件に適合しなければならない：

- (1)証人の氏名、年齢、性別、職業、住所、連絡先電話などの基本状況を明記がある；
- (2)証人の署名或いは押印がある；
- (3)発行日の明記がある；
- (4)委任状、公印を押した営業許可証の複写、住民証の複写など証人の身分を証明する書類が添付されている。

正しく意思を伝えられない者は、証人となることはできない。

証明される事実とその年齢、知能状況或いは精神健康状況が適応する民事行為能力のない者(訳者注:参考>制限行為能力者)と民事行為能力を制限されている者(訳者注:参考>禁治産者)は、証人となることができる。

#### 第 10 条【当事者の陳述】

当事者の陳述には、当事者或いはその委託代理人が調査、尋問を受けた際に行った文書での陳述及び口頭での陳述が含まれる。

当事者の陳述は、以下に掲げる要件に適合しなければならない:

(1)当事者或いはその委託代理人が文書で陳述を提供した場合、商標法執行担当部門は原本を受け取るとともに、当事者に時間、具体的な内容などを明確に記載するよう求めなければならない。当事者或いはその委託代理人が調査を受けたときに作成した文書の陳述資料には、被疑商標違法行為の事実、関連商品或いはサービスの出所及び提供者、事業額、権利帰属証明書などの詳細な状況が含まれる;

(2)当事者或いはその委託代理人が口頭で陳述した場合、事件担当官は尋問調書の形式でこれを固定することができる。尋問調書は、包括的かつ正確に会話の内容を記録するとともに、時間、場所、尋問者と被尋問者の情報、連絡先電話、連絡先住所が明記されなければならない。尋問調書には、当事者が商標違法行為に従事した事実、事件に関与した商品或いはサービスの出所及び提供者、事業額、権利帰属証明書などの詳細な状況を含めることができる。尋問調書は、被尋問者に確認のために渡さなければならない。読み上げが困難な場合は、それを読み上げなければならない。調書に誤りや漏れがあった場合、訂正或いは補充し、修正部分には、被尋問者の署名、押印、或いはその他の方法で確認がなければならない。誤りがないことを確認後、被尋問者と事件担当官は、尋問調書の各頁に署名し確認しなければならない;

(3)住民証の複写など当事者の身分を証明する書類が添付されている。

#### 第 11 条【鑑定意見】

鑑定意見とは、主に資格のある鑑定機関が専門的な事項について作成した意見をいう。

鑑定機関が作成した意見には、依頼者と依頼した鑑定事項、鑑定部門に提出した関連資料、鑑定の根拠と使用した科学技術的手段、鑑定部門と鑑定人の鑑定資格の説明などの内容を明記し、鑑定人の署名と鑑定部門の押印がなければならない。分析を通じて得られた鑑定意見には、分析プロセスが説明されていなければならない。

#### 第 12 条【検証調書、現場調書】

検証調書、現場調書には、検証或いは現場検査の時間、場所、事件担当官の情報、当事者の情報、主体資格情報、法定代表者(責任者、経営者)情報、連絡先電話、連絡先住所、商品の名称、商品の標識、商品の包装、商品の数量、商品の在庫、具体的な事件などの内容を明記するとともに、事件担当官と当事者の署名或いは捺印がなければならない。

当事者が署名を拒否或いは署名できない場合、理由を明記しなければならない。その他の者が現場にいる場合、その他の者が署名することができる。

#### 第 13 条【外国の証拠】

本規定にいう外国の証拠には、中華人民共和国の領域外で形成された公文証書、外国権利者の主体資格、身分証明書などの身分関係の証拠が含まれる。

外国の証拠は、出所を説明し、所在国の公証機関を通じて証明、或いは中華人民共和国と証拠所在国が締結した関連条約に規定される証明手続きが履行されていなければならない。中華人民共和国香港特別行政区、マカオ特別行政区と台湾地区で形成された証拠は、関連規定に従い証明手続きが履行されていなければならない。

外国の証拠に係る外国語書証或いは外国語視聴覚資料は、翻訳資格を有する機関による翻訳、或いはその他の正確に翻訳された中国語訳本で、翻訳機関の押印或いは翻訳者の署名がされたものが添付されていなければならない。

### 第三章 証拠の収集

#### 第 14 条【商標法執行担当部門の証拠収集での職権】

商標法執行担当部門は、商標法第 62 条第 1 項の規定と関連法律、法規、規則に基づき付与された証拠を収集する職権がある。

#### 第 15 条【証拠収集の一般的要件】

商標法執行担当部門は、法定手続きに従い、包括的、客観的、公正に証拠を収集するとともに、以下に掲げる規定に適合しなければならない：

- (1) 事件担当官は、2 人より少なくはならず、かつ法執行証明書を提示する；
- (2) 事件担当官は、事件と直接的利害関係がある、或いはその他の関係が公正な法執行に影響を及ぼす可能性がある場合、回避しなければならない；
- (3) 当事者に立証要件、立証期限と期限徒過しても立証しないことでの法律の結果を通知する；
- (4) 当事者或いは証人に、国家秘密、営業秘密、個人プライバシーに関する証拠に対し明確な表示を作成するよう通知する；
- (5) 当事者或いは証人に、真実の証拠、証言を提供しない、偽証或いは証拠隠匿により負わなければならない法律責任を通知する；
- (6) 脅迫、誘導、欺瞞及びその他の不法な方法で証拠を収集することはできない；
- (7) 法に基づき取得した証拠を商標法執行以外の目的に使用してはならず、国家秘密、商業秘密と個人のプライバシーを開示してはならない。

#### 第 16 条【サンプリングによる証拠収集】

商標法執行担当部門は、証拠収集するとき、サンプリング(抽样)による証拠収集方法で採取することができる。但し、サンプリングによる証拠収集結果が客観的で公正であることを確保しなければならない。

インターネット、電話での購入などの方式でサンプリングによる証拠収集する場合、写真撮影、スクリーンショット、録音、録画などの方式で採取し、取引プロセス、商品開梱検査及びサンプル封印などのプロセスを記録しなければならない。

#### 第 17 条【遠隔地での証拠収集】

収集する必要のある証拠が遠隔地にある場合、商標法執行担当部門は、証拠所在地の商標法執行担当部門に文書で収集を依頼することができる。受託商標法執行担当部門は、捜査協力調査書を受領後、委託の要求に応じて速やかに証拠収集を完了し、委託商標法執行担当部門に送付しなければならない。受託商標法執行担当部門が委託内容を完成できない場合、文書で委託商標法執行担当部門に通知するとともに状況を説明しなければならない。

#### 第 18 条【特殊グループに対する証拠収集要件】

商標法執行担当部門は、民事行為能力のない者(制限行為能力者)と民事行為能力が制限されている者(禁治産者)に証言の調査収集するとき、その保護者に同席を求め、保護者は尋問調査に署名しなければならない。

#### 第 19 条【先行登録保存】

滅失する可能性がある或いは後日取得が困難な証拠について、商標法執行担当部門の責任者の承認を得て、商標法執行担当部門は、先行登録保存することができるとともに、7営業日以内に速やかに処理しなければならない。その間、当事者及び関係者は証拠を廃棄或いは移転してはならない。

#### 第 20 条【現場での先行登録保存】

状況が緊急で、その場で先行登録保存措置を採取する必要がある場合、事件担当官は、24 時間以内に商標法執行担当部門の責任者に報告するとともに、承認手続きを完了しなければならない。商標法執行担当部門の責任者は、先行登録保存措置をとるべきではないと判断した場合、直ちに解除しなければならない。

#### 第 21 条【先行登録保存の要件】

先行登録保存に関する証拠は、その場で点検し、目録を作成し、当事者と事件担当官が署名或いは押印し、当事者に 1 部渡すとともに、その場で先行登録保存証拠通知書を交付しなければならない。

## 第 22 条【インターネット情報システムの利用と専門知識人員を招聘した電子データの収集の許可】

商標法執行担当部門は、電子データを収集するときにインターネット情報システム或いは設備を利用し違法行為の証拠を収集、固定することができ、必要に応じて専門知識を有する人員を任命或いは招聘し電子データの収集、採取することができる。

## 第 23 条【インターネットから電子データのオンライン採取】

商標法執行担当部門は、インターネットを介し公開発表された電子データ、国内の遠隔コンピュータ情報システム上の電子データをオンラインで採取することができる。

ネットワーク違法行為に対する技術モニタリング記録資料は、商標行政法執行の電子データ証拠とすることができる。

## 第 24 条【インターネットオンライン採取要件】

オンライン電子データの収集を実施する前に、電子データの生成、記録、送信するコンピュータシステムのハードウェア、ソフトウェア環境に対し検査を行い、それが完全で、信頼性が高く、正常に動作可能な状態にあることを確認しなければならない。電子データの採取中に、繰返し採取できない場合や再現できない場合、プロセス全体を録画しなければならない。

## 第 25 条【インターネットオンライン採取の完全性の保証】

インターネットオンライン採取では、電子データの完全性検査値を採取しなければならない。必要に応じて、電子署名認証証明書、デジタル署名、登録情報などの関連情報を採取することができる。

## 第 26 条【録画などの方式を採用し記録された内容】

インターネットでオンライン採取するときには、調書を作成するとともに、録画、写真撮影、スクリーンショットなどの方式で以下に掲げる情報を記録しなければならない：

- (1) リモートコンピュータ情報システムのアクセス方法；
- (2) 採取日と時間；
- (3) 採取に使用した用具と方法；
- (4) 電子データのネットワークアドレス、記録経路或いはデータ採取時の入力手順など；
- (5) 完全性検査値の採取プロセスと結果。

## 第 27 条【電子データの完全性を保護する方法】

証拠として使用される電子データに対して、以下に掲げるいずれか 1 つ或いは複数の方法を用いて電子データの完全性を保護しなければならない：

- (1) 電子データの原記録媒体を押収、封印；
- (2) 電子データの完全性検査値を採取；
- (3) 電子データのバックアップの作成、封印；

- (4)電子データの凍結；
- (5)電子データの収集、採取に関する活動の録画；
- (6)電子データの完全性を保護するその他の方法。

#### 第四章 証拠の審査と認定

##### 第 28 条【証拠審査の一般的要件】

商標法執行担当部門は、収集した証拠資料を審査し、証拠の真実性、合法性と関連性を確保し、関連証拠資料を速やか整理と補充しなければならない。

##### 第 29 条【包括的審査】

商標法執行担当部門は、証拠を逐一、包括的に審査し、証拠と事件事実間の証明関係を確定し、事件事実を正確に認定しなければならない。

##### 第 30 条【真実性の審査】

商標法執行担当部門は、以下の観点から証拠の真実性を審査することができる：

- (1)証拠の由来或いは出所；
- (2)証拠が原本、原物であるか、複写、複製が原本、原物と一致しているか否か；
- (3)証拠が修正或いは技術処理されているか否か；
- (4)証拠の提供者或いは証人と当事者に利害関係があるか否か；
- (5)証拠の真実性に影響を及ぼすその他の要素。

##### 第 31 条【合法性の審査】

商標法執行担当部門は、以下の観点から証拠の合法性を審査することができる：

- (1)証拠が法定形式に適合しているか否か；
- (2)証拠の取得が法律、法規、規則などの要件に適合しているか否か；
- (3)証拠の効力に影響を及ぼすその他の状況があるか否か。

##### 第 32 条【関連性の審査】

商標法執行担当部門は、以下の観点から証拠の関連性を審査することができる：

- (1)証拠が証明する事実が事件に本質的に内在する関係性があるか否か、及び関連性の程度の大小；
- (2)証拠が証明する事実が事件の主要な状況と事件の性質に及ぼす影響の程度の大小；
- (3)証拠が相互に裏付けるとともに、証拠チェーンを形成することができるか否か；
- (4)形成された証拠チェーンが事件事実をより包括的に裏付けることができるか否か。

### 第 33 条【直接認定の証拠】

以下に掲げた事実に対し、商標法執行担当部門は、直接これを認定することができる：

- (1)自然法則及び定理；
- (2)周知の事実；
- (3)法律規定に基づき推定される事実；
- (4)行政機関で発効した決定或いは裁定、仲裁機構で発効した裁決により確認された事実、人民法院で法的効力が発生した裁判で確認された基本事実、有効な公証文書で証明された事実など、すでに法に基づき証明された事実；
- (5)政府部門がその職権の範囲内で発表した事実；
- (6)日常生活の経験則に基づき推定される事実。

前項第 2 号から 6 号に対して、当事者が覆すに足りる反証を持っている場合は除く。

### 第 34 条【その他の部門証拠の採用】

司法機関及びその他の行政法執行機関から移送された証拠資料は、十分な審査を経て、その真実性、合法性が認定された後、確定根拠とすることができる。

商標法執行担当部門が受領或いは法に基づき取得した他国の機関が収集、採取した事件に関連する電子データ、当事者が保有或いは把握していないなどの証拠は、調査の後真実と確認できれば証拠として使用することができる。

### 第 35 条【一方当事者が認めた証拠の効力】

外部からの影響を受けない状況で、通報者或いは投訴者が提供した証拠を当事者が明確に認める表明をした場合、当該証拠の証明力を認定することができる。但し、国益、公共の利益或いは他人の合法的権益に関する事実の場合、商標法執行担当部門は通報者或いは投訴者に関連証拠の提供或いは補充を命じることができる。当事者がこれを否認しているが、十分な証拠を提供して反駁できない場合、事件の全体的な状況に基づき総合的に審査し当該証拠の証明力を認定することができる。

通報者或いは投訴者に当事者の所持する証拠により違法事実を認定できる証明証拠を持っており、当該当事者が正当な理由なく提供を拒否した場合、当該違法事実が存在すると推定できる。

### 第 36 条【事件の確定根拠とならない証拠】

以下に掲げる証拠資料は、事件事実を認定する根拠とすることができない：

- (1)法定手続に重大に違反し収集された資料；
- (2)法律の強制規定に違反し、かつ他人の合法的権益を侵害して収集された資料；
- (3)利益誘導、詐欺、脅迫、暴力などの不正な手段で収集された資料；
- (4)技術的に処理され真偽を識別できない資料；
- (5)事件担当官に変更があるとともに、当事者の確認を経ていない調書。

### 第 37 条【単独で事件の確定根拠とできない証拠】

以下に掲げる証拠は単独で事件事実を認定する根拠とすることができない：

(1)当事者の陳述；

(2)民事行為能力がない者(禁治産者)或いは民事行為能力を制限されている者(制限行為能力者)によるその年齢と知力状況に適合しない証言；

(3)当事者と親族関係或いはその他の密接な関係のある証人による当該当事者に有利な証言、或いは当該当事者と不利な関係にある証人による当該当事者に不利な証言；

(4)疑義のある視聴覚資料、電子データ；

(5)原本、原物と照合できない複写或いは複製品。

前項に規定される資料は、当該事件のその他の証拠と相互に裏付け、有効な証拠チェーンが形成された場合、事件事実を認定する根拠とすることができる。

### 第 38 条【異なる状況での証明力】

同一の事実を証明するいくつかの証拠、その証明力は一般的に以下に掲げる情況に分けて認定することができる：

(1)国家機関及びその他の職能部門が職権に基づき作成した公文書は、他の書証より優れている；

(2)鑑定意見、検証調書、現場調書、ファイル資料及び公証或いは登記された書類は、その他の書類、視聴覚資料及び証人の証言より優れている；

(3)原本、原物は、複写、複製品より優れている；

(4)法定鑑定部門の鑑定意見は、その他の鑑定部門の鑑定意見より優れている；

(5)直接の証拠は、間接の証拠より優れている；

(6)他の証人の証言は、当事者と親族関係或いはその他の密接な関係のある証人が提供したその当事者に有利な証言より優れている；

(7)異なる種類の複数の証拠は、内容が一貫している一つの孤立した証拠より優れている。

### 第 39 条【判定意見の審査】

商標法執行担当部門は、判定(辨認)意見(辨認)を発行した識別鑑定人の主体資格及び認識鑑定意見の真実性、合法性、関連性を審査しなければならない。当事者が当該判定意見を覆すに足る反証を持っていない場合、商標法執行担当部門は、当該認識鑑定意見を証拠として採用することができる。識別鑑定人が前後して発行した判定意見が相互に矛盾し、合理的な理由がない場合、その判定意見を採用しないことができる。

商標登録者或いは登録商標の独占的許諾使用者、排他的許諾使用者は、判定意見を作成する主体資格を備えている。登録商標の通常使用許諾者が商標登録者から明示的に授権している場合、主体資格があると見做す。

当事者が商標権侵害事実に関する異議を申立てた場合、商標法執行担当部門は、権利者の判定意

見だけで商標権侵害行為を構成すると認定してはならず、その他の証拠と結びつけて総合的に判断しなければならない。その他の証拠が商標権侵害の事実を証明するのに十分である場合、権利者が意見を認識できなくとも商標権侵害行為を構成すると認定することができる。

#### 第 40 条【電子データの真実性の審査】

電子データの真実性の審査は、以下に掲げる内容が含まれる：

(1)原記録媒体を移送したか否か、原記録媒体の封印ができず、移動しにくいとき、原因を説明するとともに、収集、採取プロセス及び原記録媒体の保管場所或いは電子データの出所などを明記する；

(2)電子データにデジタル署名、デジタル証明書など特別な標識を持っているか否か；

(3)電子データの収集、採取プロセスが再現できるか否か；

(4)電子データの追加、削除、修正などがあった場合、その説明があるか否か；

(5)電子データの完全性が保証できるか否か。

#### 第 41 条【電子データの完全性の審査】

電子データの完全性の審査は、電子データの完全性を保護するための相応の方法に基づき検証しなければならない：

(1)原記録媒体の差押、封印状態；

(2)電子データの収集、採取プロセス；

(3)電子データの完全性検査値の比較；

(4)バックアップされた電子データとの比較；

(5)凍結後のアクセス操作ログの審査；

(6)その他の方法。

#### 第 42 条【原本と同等の証明力を有する場合】

有形担体で固定或いは表示された電子データの交換、電子メール及びその他のデータ資料、その作成状況と真実性が当事者の確認を経て或いは公証などの有効な方法で証明されている場合、原本と同等の証明力を有する。

#### 第 43 条【当事者の陳述前後の矛盾の処理】

当事者が陳述で違法事実を自認し、後に後悔した場合、当事者に反証或いは反証の手がかりを提出するよう求めなければならない。反証、反証の手がかりを提供できない、検証できない、或いは検証が事実でないことが判明した場合、自認を信用するとともに、その他の証拠と結びつけて違法事実を認定しなければならない。

#### 第 44 条【証拠として使用できない鑑定意見】

鑑定意見が以下に掲げるいずれかの場合、証拠として使用することはできない：

- (1)鑑定手順が違法である；
- (2)鑑定機構或いは鑑定人が鑑定資格を備えていない、
- (3)鑑定の結論に間違い、不明確、内容が不完全である。

## 第五章 附則

### 第 45 条【解釈単位】

本規定は国家知識産権局が解釈の責めを負う。

### 第 46 条【施行時期】

本規定は、年月日より施行する。

出所：国家知識産権局ウェブサイト

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/2/art\\_78\\_188857.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/2/art_78_188857.html)

※本資料は株式会社 KyK インターナショナルの協力の下ジェトロが作成した仮訳となります。情報・データ・解釈などについてできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロ及び株式会社 KyK インターナショナルが保証するものではないことを予めご了承ください。